



オープンデータにおける 著作権とライセンス

基
専

—法制度とオープン性の軋轢—

渡辺智暁 (国際大学 GLOCOM)

オープンデータにとっての 著作権とライセンス

本稿のねらいは2つある。1つは、オープンデータにとっての著作権法の意味を述べ、ライセンスの必要性を説明することである。本稿が扱う主題の基本的な部分をおさえることと言ってもよい。すでに文献もある^{1), 2)} 主題であるため、簡潔に記すことにする。

もう1つは、パブリック・ライセンスが直面している困難や根本的な問題について、一般人にとっての利便性を手がかりに整理・説明することである。本稿の紙幅の大半はこちらに割かれる。

オープンデータにとっての著作権

❖ 著作権の原則と適用範囲

著作権法の原則は「他人の著作物を無断で利用してはならない」というものである。そして著作権法上「著作物」にあたりとされるものはかなり広い範囲の作品や表現を含むため、この原則が及ぶ範囲も相当広い。「思想や感情の創作的な表現」が著作物だが、「創作的」というのはかなり広く解されることも多く、一般人の感覚に照らしてクリエイティブではないような表現であっても、ありふれたものではなく、表現を行った者の個性が反映されていけばよい、というような言われ方をすることがある。新規性があるとか、ほかの何にも似ていないというような必要はない。

データの中には、何かを定期的に測定し、それを時系列順に並べただけのようなものもあるだろう。これはさすがに著作物ということにはならないだろうが、その配列や取捨選択に何かの判断が働いて、そのデ

ータ作成者の創造性が認められるようなデータであれば、著作物になる可能性もあろう。

❖ 政府著作物の扱い

政府の著作物はそもそも国民が自由に使えるものではないのか? 少なくとも非営利目的であればよいのではないのか? といった誤解があることもある。著作権の原則には例外があるため、政府の著作物が無断で利用できる場面は、皆無ではない。だが、それは案外限定的なものである。法令・判例などは著作権法の原則が適用されないことになっているため、無断で利用することができる(第13条)。政府の広報資料などであれば「説明の材料として」「新聞紙、雑誌その他の刊行物」に「転載」できることになっている(第32条)。それ以外の目的、媒体、利用形態については無断利用できるわけではない。一部の政治の演説等は、同一著者のものを編集する場合を除き、自由に利用できる(第40条)。ほかに、政府の著作物に限らず、公表された著作物であれば、「公正な慣行に合致」し「目的上正当な範囲内で」「引用」することができる(第32条)などの規定はある。「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」での利用(第30条)や、非営利の学校の正規の授業の課程で教室内で利用する場合(第35条)についての規定もある。だが、政府の著作物だから特に利用しやすい法制度になっているとは、おおよそ言えないのが現状である。

❖ オープンデータと著作権、パブリック・ライセンス

オープンデータは、政府が保有するデータを広く

人々に提供してさまざまに利用してもらおうというものである。そうすると、著作権のように「原則利用禁止」というような法律があることはオープンデータにとっては不都合である。実はこのような不都合は著作権だけでなく、プライバシー権やパブリシティ権などほかの権利や法律によって守られるべき利益との関係でも考えられる場合もある。ただ、著作権の及ぶ範囲は上述の通りかなり広いので、著作権が問題になりやすい。

こうした事情を背景に、有効と見なされるのがパブリック・ライセンスの仕組みである。著作権に関するライセンスは典型的には著作権を持っている権利者（ライセンサー）と許諾を受ける者（ライセンシー）が存在する、相対契約であり、いつ、どのような利用を、どのような対価を条件に許諾するかなどが定められるものだが、パブリック・ライセンスは権利者が万人に対して許諾を与える。これにより、権利者と利用者間の許諾をめぐる条件交渉などは大幅に省略できることになる。

ここまでが、いわばオープンデータにとっての著作権周りの基本的な問題であり、主な対処法はパブリック・ライセンスの採用である。もう1つ、法改正によって対処するという可能性も考えられる。政府著作物の無断利用を可能とするような著作権法上の規定をおくというのがその基本的な方法である。ただし、本稿では立ち入らないが、国際条約上の事情により法改正は若干その国際的効果に問題が残る。

このような対処が大筋では必要であり、オープンデータにおける著作権問題への対応の主軸をなすことはおおそ疑いがないように思われる。

だが、オープンライセンスをめぐる議論やその利用・受容の具体的な現場を見ると、まだ大きな課題が随所に残っているように筆者には思われる。次章ではその諸問題について述べてみたい。

オープンデータとオープン性の軋轢

❖ オープンデータにとっての一般市民

オープンデータは一般市民を巻き込んで展開される度合いの高い政策である。そこには、政府が公開し

たデータを活用してささやかなアプリを開発する技術者も含まれるし、公開されたデータを加工しながら政府の政策を批判的に検証するようなブログをつづるNPO団体なども含まれる。オープンデータはそもそも、政府などが提供するデータが利用されて始めて政策の効果が出るものであるから、このようなデータの利用を通じて、アプリを使う人の暮らしが少し便利になったり、ブログを読んだ人が政府の政策について少し理解を深めたりすることは、重要なことである。

こうした利用者の中には、法律の専門家も含まれているし、法務部があつたり、顧問弁護士がついているような企業も含まれている。だが、そうでない個人や中小の組織・団体も含まれている。手荒なアプローチではあるが、このような利用者の多様性・著作権に関する非専門家性を指すために以下では「一般市民」という語を用いる。

❖ 著作権と一般市民

法律が守られるためには、国民に法律が広く理解されているか、法律の諸規定が人々の持っている規範意識とうまく重なっていて、法律を参照しなくても良心的に行動していれば自然と違法な行為が避けられる、といった条件が必要になるが、著作権については残念ながらどちらの条件も成り立っていないと言ってよいだろう。

著作権法は120以上もの条文があり、条文を読んだだけではその意味が分からず、判例を読んでも意外な解釈が存在していることもある。本稿の冒頭近くで述べた、著作物の「創作性」が、一般人の考えるような創作性の意味では用いられていないことなどは、その一例である。ほかに、適法な引用の要件になっている「公正な慣行に合致」することも、最高裁判例により具体的な考え方が示されており、それは普通に考えれば公正な慣行とはこのようなものだろうと誰もが思い至るようなものにはなっていない。学ばなくては分からないが、広く学ばれているわけではないのが現状だ。

筆者はウィキペディア日本語版上で、著作権侵害投稿の削除の議論に多く関与していた時期があるが、執筆・投稿を行う利用者が、特に悪意もなくほかのサイ

トの文章を転載していると見受けられるような事例も存在した。

たとえばきちんと著作者へのクレジットを表示し、著作者の経済的利益を不当に害さない非営利利用であれば無断で著作物を利用してもよい、といった類の規範意識を持っている者がいるとしても、驚くようなことではないだろう。だが、その意識に基づいて行動した場合には、日本法下の著作権をさまざまな形で侵害することになる。

このような一般市民の感覚と著作権法のズレは、一面では、著作権法が、一般市民が広く著作権者になり、簡単に著作物を利用できるようになった時代の変化についていけないことの表れと見ることもできよう。あるいは、著作権法が関連業界の事業者の利害を丁寧に考慮している度合いに比べ一般市民の利害を考慮している度合いが低いという不公平性の問題として捉えることもできよう。あるいはまた、著作権制度のあるべき姿について検討を重ねた専門家の考え方が、そうした検討を重ねたことのない素人の感覚とずれる、という専門性の問題と言える面もあろう。

ちなみに、著作権法は表現活動を制約するほかの法律に比べると素人にも扱いやすいと筆者は考えている。なるほど量は膨大だが読めば解決する疑問も多くあるし、解説書も豊富に流通している。これに比べて名誉毀損や侮辱については条文は圧倒的に少なく、判例も少なく、解説書も乏しい。プライバシー権や肖像権に至っては具体的な明文規定が存在せず、判例を通じて概念自体が形成されている途上であるという性格がより強い。そのため著作権に比べて合法と違法の境界線に関する予測可能性が乏しい。

❖ ライセンスと一般市民

著作権法をよく読まず、またよく理解もしていない者が、オープンデータを利用するにあたって、ライセンスをどの程度読み、理解するだろうか。おそらく多くを期待することはできないだろう。これはたとえば、Webサイトの利用規約やプライバシーポリシーが読まれないことを考えてみれば分かりやすいだろう。

筆者がかつて調査した米国のある大都市では、政

府の提供するオープンデータを活用するアプリケーションを地元の技術者コミュニティが開発するところまで進展していながら、データの提供を行っているデータポータルの規定を読むと、およそ自由な利用ができるような適切なライセンスがなく、政府側も利用者側もその実態を知らなかった、という状況が見られたこともあった。

❖ パブリック・ライセンスへの要請(1)：具体性と簡潔性

オープンデータの政策目標の達成には、一般市民という言葉で呼ぶことにした多様な利用者が重要だという事情が一方にあり、他方、そのような一般市民は著作権法に通じているわけでもないし、ライセンスをきちんと理解するとも期待しづらい、という事情がある。

そのような事情を前提した場合に、オープンデータの成功のために必要となるのは、読みやすく、分かりやすいライセンスである。1つにはライセンスが具体的で、簡潔であることだ。多くの場合、具体的であろうとすると、簡潔さは失われ、さまざまな場合に依って規定を記述するような長いライセンスになるため、両立は困難である。

たとえば、ウィキペディアがその初期から採用してきた GNU Free Documentation License は、作品を利用するにあたって、改訂履歴のセクションに何を記載すべきか規定があり、そのようなセクションが存在しない場合のセクションの作り方、英語以外の言語におけるセクション名の命名法、なども規定されている。これは具体的だが、文書やセクションといった構造となじまない著作物(たとえば彫刻作品)にあてはめて考えることを難しくしている。といってすべての場合を想定してそれらに対応する具体的な規定を作るとは、ライセンスの簡潔性を損なうことになる。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(以下CCライセンス)に逆の問題を見ることができる。CCライセンスには通常、著作者へのクレジットを、「合理的な」形で表示するように指示がある。これは柔軟だが、具体性を欠いているため、判断に困ることもある。

このような問題を避けるために有用な場合がある工夫の1つは、広い範囲の人が直感的に理解できる概念に立脚して規定を作成することである。たとえば「無料」というのがどのようなことであるかは比較的多くの人にとって、多くの文脈で、明確である。それに対して「非営利」という概念は非常に多義的で、非営利組織の営む有料事業が非営利と言えるか、営利目的で販売される商品を宣伝するために無料で開催されるイベントは非営利なのか、実費を回収するような有料のサービスは非営利と言えるか、などについて多くの人が同じ判断をするとは限らない。パブリック・ライセンスの中で世界的に広く用いられているCCライセンスの中には非営利の利用のみを許諾するようなライセンスが含まれている。CCライセンスは基本的なものが6種類あるのだが、その一部は、そのような非営利用向けライセンスである。この非営利の意味するところが多義的であることについては、クリエイティブ・コモンズが実施した国際的なアンケート調査³⁾によっても確かめられている。これを批判する意味で非営利系ライセンスの廃止を提唱する声も存在している。

❖ パブリック・ライセンスへの要請(2)：日常用語と厳密さ

パブリックライセンスは多くの者に分かりやすい言葉で書かれ、同時に厳密な意味を持っていることが望ましい。これも両立が困難な要請である。

CCライセンスは、現在のところおそらくパブリック・ライセンスの中で最も広く用いられているものだが、ライセンス本文は一般市民が読んで理解するものだと想定するには簡潔さが不足しているように思われる。それに比べ、イギリスのオープンデータ用ライセンスである OGL (Open Government License) や NHK クリエイティブ・ライブラリーの利用のルールなど、近年著作物のオープン化を念頭に作成されたライセンスの中には、CCライセンスと比較して遥かに簡潔で、一般市民にとって馴染みのある語を使っているものが見られる。読みやすい言葉で書かれていることは、一方で一般市民がライセンスを理解する上では重要だが、他方で、その概念の意味が曖昧である場合

もある。著作権法上の用語は、日常の意味から離れていることもある一方、その解釈をめぐって判例や学説が積み上げられていることがあるため、それを知る者にとっては日常の用語よりも意味がはっきりしていることがある。このように多くの人には知らないが、さまざまな文脈でどう解釈されるべきかある程度の予測可能性がある語と、多くの人に馴染みがある語とでは、どちらを選択すべきかは自明ではない。だが、前者を選択した場合には、オープンデータのような取り組みにおいて重要な、多様な利用者の確保が困難になる。

❖ パブリック・ライセンスへの要請(3)：種類の限定と標準化、互換性確保

一般市民にとっての負担に留意しつつパブリック・ライセンスのあり方を考えると、単一のライセンスの書き方にとどまらず、複数のライセンス間の関係についての要請もある。利用者の立場から見た場合には、さまざまな提供主体から、一見自由に利用できるように見えるデータやその他の著作物が提供されていることになるが、それらのライセンスが多様であればあるほど、利用者にとっては利用の負担が増すことになる。さまざまなデータセットを利用する者や、複数のデータセットを組み合わせて利用したい者がライセンスを理解し、遵守する負担を考えてみれば分かりやすいだろう。

そこで、ライセンスの種類を限定することが重要になる。また複数種類のライセンスがある場合にはその用語法や内容をできるだけ共通化する、ライセンスの記述の順序など構成を統一する、といった標準化の推進も重要になる。さらに、類似のライセンスの間には互換性を確立すること、たとえば、ある2つのライセンスの一方のライセンスに従っている場合にはもう一方のライセンスにも従っているとみなしてよい、といった類の規定をおくなどの工夫が重要になる。これにより、利用者の負担は軽減される。

ただし、ライセンスはデータの利用者など「利用者」のためだけに存在しているものではない。提供者側にとっては、ライセンスに関する選択肢が少ないことは

逆に問題である。独自の要望も含めてできるだけ自分の要望をすべて反映するようなライセンスが存在していれば、それだけデータの提供を行いたいと考えるようになる側面も存在する。

CC ライセンスは、複数の種類があるがそれらが互いに共通のコンポーネントの組合せからなっているような部分があり、また、互換性の確保もある程度意識したつくりとなっている。

オープンデータの世界を見ると、CC ライセンスが欧州地域のデータベース権に関する適切な規定を備えていないことを背景にオープン・ナレッジ・ファウンデーションのプロジェクトを通じて作成されたのがオープン・データ・コモンズ・ライセンスである。パリ市はこの移植版を採用している。その構成はCC ライセンスとある程度似ており、具体的な文言も同じ英語で書かれたCC ライセンスの非移植版などと共通点が多い。フランスや英国では、オープンデータ用にそれぞれ独自のライセンスを開発しているが、CC ライセンスとの互換性に配慮したつくりとなっている。

このようにオープンデータの世界では一定の敬意を払われているCC ライセンスだが、互換性に関する問題も孕んでいる。

CC ライセンスはこれまでに二度の主要な改訂を経ており、3つの主要なバージョンが存在する上、世界各国の国や管轄地の著作権を考慮した移植を展開してきている。そのため、内容的にはほぼ同一でありながら完全には一致しないライセンスのバリエーションが非常に多く存在する。各国の著作権法に合わせたライセンスの内容の調整は、ライセンスがその国の法廷でねらい通りの効力を発揮する可能性を高めることになるという良い面も持っている。他方、ライセンスを読むことに抵抗を覚える一般市民から見れば、CC ライセンスが多く存在しており、その多くは自分に馴染みのない国の法律に基づいており、自分が理解できない言語で書かれているということになる。インターネット上では、特に画像や音楽などは容易に国境や言語圏をまたがって流通し、利用されるから、不都合も大きい。

❖ 国際的統一ライセンスの可能性と限界

ライセンスの種類を不必要に増やさないと、一般市民の観点からは重要である。あえて増やすのであれば標準化や互換性を確保することが重要課題となる。では世界的に1つに統一することは可能だろうか？ 現にフリーソフトウェアの世界で最も広く用いられているGPL (General Public License) は各国にあわせた移植版を作成していないし、可能であるように思われる。また、CC ライセンスは本稿執筆現在、開発の最終段階に入っているバージョン4.0において類似のアプローチを検討している。だが、ライセンスの文面を単一に保つということは、実はそれが異なる国で持つ効力を同一に保つということとずれているため、これは万能な解決策の類とは程遠い。たとえば、著作権法上は、作品を複製する権利と、翻案する権利とは別のもので扱われるのが普通である。翻案された結果できる作品は典型的には日本の著作権法上の二次的著作物と呼ばれ、米国の著作権法上は derivative work と呼ばれるが、両者は同一の範囲を指していない。「翻案を作成した際には元にした作品と異なるライセンスで公表してもよいが、複製の場合はライセンスを変更してはならない」、といった条件の下に提供されている作品を少しだけ改変して利用する場合、それが翻案にあたるのか、複製にあたるのかは、判断基準として採用するのがどこの国の法律であるかによって変動し得る、といった不都合が、理論的には起こり得る。

ちなみに、オープンデータの文脈では、データの提供者と利用者が異なる国に所在しており、またデータの利用者が作成したアプリケーションなどがまた別の国で使われている、といったことが起こり得るが、そのような状況で起きた著作権侵害に関してどこの国の法律が適用されるかについては、複雑で予測可能性があまり高くない。

念のために書き添えておくと、このような各国の著作権法の違いはクリエイティブ・コモンズが従来とってきた各国への移植というアプローチによっても容易に解決しきれないものでもないと筆者は考えている。

❖ パブリック・ライセンスにおける機能面の分離

ここまでで、そもそも著作権法に通じているわけでもない多くの一般市民にとって、パブリックライセンスがどうあるべきかをその書き方や構成、複数のライセンス間の構成の観点から述べた。だが、こうした工夫が有効なのはあくまでもライセンスが読まれるという前提に立った場合である。簡潔で具体的で、分かりやすい言葉で書かれており、多数存在しているわけではないため一度読めば多くのコンテンツの利用についてのルールが把握できるとして、それが一般市民にとってライセンスの文面を読む十分なインセンティブになるかどうかは、議論の余地があろう。そのような認識に立った場合に有意義に思われるのが、ライセンスの一般人向けの部分と専門的な部分とを分ける、という工夫である。

CCライセンスは必ず、一般人向けのライセンス内容の要点解説のページと、そのライセンスの本文と、2種類の記述を用意している。前者は比較的馴染みのある言葉で簡潔に書かれており、後者はより厳密さが高い。CCライセンスはさらにライセンスの名称や、ロゴや、ライセンスの種類ごとに異なるURLによってもそのライセンスの主要な内容を伝えている。ライセンスの本文を読まない者に対しても、そのライセンスの名称や概要ページの内容は伝わっていることがしばしばあると思われる。現に、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンに寄せられるライセンスに関する質問からはそのような傾向が窺われる。もちろん、要約しきれない内容が認識されないことは大きな限界である。

もう一つ、パブリック・ライセンスで公式採用されている例を筆者は知らないが、どのような利用が可能であるか、利用の条件として求められる著作者へのクレジット表記はどのような内容・書式であればよいかなどを、アルゴリズム的に処理し、利用者に知らせるような仕組みを用いることも考えられる。いわゆるダビング10と呼ばれるコピー制限のようにアーキテクチャによって利用者の行動の自由を奪うというアプローチとも近く、パブリック・ライセンスの開発にかかわる者の間では必ずしも好意的に受け止められないという印象を筆者は持っているが、たとえばクレジット表記

の自動処理スクリプトのようなものは存在はしている。このようなアルゴリズムやアーキテクチャによるライセンスの補完は、多様な著作物を扱う上では機能上の限界も大きいだが、読まれないライセンスにだけ頼ることに比べれば有効性もあると言えよう。

オープンデータとライセンス

最後に、本稿の要点を整理したい。著作権法は広い範囲の表現を権利者の許諾なしに利用できないものと定めているため、オープンデータを実施する上ではパブリック・ライセンスを採用することがほぼ不可欠である。そのライセンスの内容・要件について、データを利用する者の利便性の観点から考えると、多くの解決困難な課題が存在している。一般人の規範意識や概念・言葉が、著作権法のルールやそれを構成している概念や用語とずれていること、国際的に著作権法が統一されていないこと、など根本的には解決しがたい要因が背景に横たわっている場合もある。そのため、オープンデータを利用する者にとっては、理想的なライセンスが現に存在するということは望みがたいかもしれない。オープン化に用いられるパブリック・ライセンスの歴史はたかだか30年程度であり、まだイノベーションの余地があるが、先は長いだろう。

参考文献

- 1) 生貝直人：諸外国におけるオープンデータ政策と著作権，小泉，奥邨，駒田，張，生貝，内田：クラウド時代の著作権法，pp.135-156，勁草書房（2013）。
- 2) 渡辺智暁：オープンガバメントと著作権，行政&情報システム2012年6月号，pp.25-30。
- 3) Creative Commons：Defining 'Noncommercial'：A Study of How the Online Population Understands 'Noncommercial Use' (Sep. 2009)，http://mirrors.creativecommons.org/defining-noncommercial/Defining_Noncommercial_fullreport.pdf

(2013年9月15日受付)

■ 渡辺智暁 watanabe@glocom.ac.jp

国際大学 GLOCOM 准教授。オープンナレッジ・ファウンデーション・ジャパン共同創設者。コモンズフィア常務理事。